

豊橋市犯罪被害者等支援条例（仮称）  
の考え方について

市民協創部 安全生活課

## 目 次

1. 条例制定の背景・必要性	3
2. 条例制定にあたっての本市の考え方	4
3. 条例の骨子	4
4. 条例で規定する施策の支援対象	6
5. 今後の進め方	7
6. 参考資料	8

# 1. 条例制定の背景・必要性

## (1) 背景

平成17年4月に施行された「犯罪被害者等基本法」は、国の責務と併せ、犯罪被害者等への支援等に関し、地方公共団体にその地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると規定しています。

現在、本市の犯罪被害者等支援については、犯罪被害によって生じる様々な相談に応じるための総合的対応窓口を設置し、多様な行政サービスを漏れなく提供できるよう関係部局と連携しワンストップでの各種相談対応等に取り組んでいます。

こうしたなか、5次にわたる計画を策定し犯罪被害者等への様々な施策を進めてきている国は、令和6年7月には「地方における途切れない支援の提供体制の強化について（通知）」を発出し、都道府県及び市区町村に対して犯罪被害者等支援のための条例の制定や関係機関等との連携による犯罪被害者等支援に取り組むことを求めています。

通知が発出され他市町村でも条例の制定が進んでおり、令和8年4月1日現在、県内では、21市3町1村の25市町村が条例を制定しています。

## (2) 必要性

犯罪被害者等には誰もが突然なり得るものであり、犯罪被害者等は生命・身体・財産上の直接的な被害だけでなく、その後の二次被害、経済的困窮や社会からの孤立といった様々な状況に陥りやすい現実があります。

犯罪被害者等基本法の基本理念には、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする」とあります。地方公共団体は、犯罪被害者等に対し中長期的な支援を行うことが求められており、特に市区町村は、住民にとって最も身近な基礎自治体であり、生活を支援する住民サービスの実施主体として犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するとともに、関係機関等と連携した施策を推進することなどが期待されています。

そこで、犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻せるように、市・市民・事業者・関係機関等が連携して犯罪被害者等を支え、市民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、本条例を制定するものです。

## 2. 条例制定にあたっての本市の考え方

犯罪被害者等基本法を踏まえ、市民に最も身近な基礎自治体としての条例を制定し、基本理念や市、市民、事業者の責務、施策等を示すことで、犯罪被害者等支援の総合的、継続的な推進を図ります。

このうち施策としては、犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報を提供する窓口の設置をはじめ、新たに見舞金制度の創設に取り組みます。また、家事代行等の日常生活支援や専門家によるカウンセリング、市営住宅の一時的な提供、就労相談といった既存の福祉サービス等へ犯罪被害者等を円滑につないでいくとともに、研修等により支援に従事する人材の育成を引き続き図ります。

## 3. 条例の骨子

### (1) 目的

この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定めることにより、市民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (2) 定義

- ・ 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- ・ 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族
- ・ 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害を回復・軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組

### (3) 基本理念

- ・ 犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けないよう配慮する。
- ・ 犯罪被害者等が必要な支援を公正かつ迅速に提供する。
- ・ 市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携を図り、協力して取り組む。

#### (4) 責務

##### ア 市の責務

- ・ 基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し実施する。

##### イ 市民の責務

- ・ 基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援の必要性の理解を深め、二次被害が生じないよう配慮し、地域社会で孤立させないようにする。

##### ウ 事業者の責務

- ・ 基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援の必要性の理解を深め、二次被害及び再被害が生じないよう配慮する。また、雇用する犯罪被害者等の就業に配慮する。

#### (5) 施策

市は、犯罪被害者等支援のため、次に掲げる施策を実施する。

ア 相談・情報の提供等

イ 経済的負担の軽減

ウ 日常生活の支援

エ 精神的な被害の軽減又は回復

オ 居住及び就労の支援

カ 広報及び啓発

キ 人材の育成

#### (6) 支援を行わないことができる場合

- ・ 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき。
- ・ 犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認めたとき。

#### (7) 施行日

- ・ 令和8年10月1日（予定）

#### 4. 条例で規定する施策の支援対象

施策	対象範囲（被害の原因）
ア 相談・情報の提供等	<p>○ <b>犯罪等</b>  <b>犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「犯罪」とは、<u>故意・過失を問わず</u>、刑法、自動車運転死傷処罰法、愛知県迷惑行為防止条例等の規定により、<u>刑罰を科せられる行為</u></li> <li>・ 「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、「犯罪」の構成要件を満たしていない段階のDVや児童虐待、ストーカー等</li> <li>・ 施策に関する新たな取組を開始する場合は、犯罪被害者等のニーズや、国・他自治体の動向等も踏まえ、目的や支援内容等により別に要綱等で対象範囲を規定</li> </ul>
イ 経済的負担の軽減 ※	
ウ 日常生活の支援	
エ 精神的な被害の軽減又は回復	
オ 居住及び就労の支援	
カ 広報及び啓発	
キ 人材の育成	

#### ※ 要綱で定める取組

取組	対象範囲（被害の原因）
「イ 経済的負担の軽減」に関する取組 ・ 見舞金の給付	<p>○ <b>犯罪行為</b> [愛知県犯罪被害者等見舞金給付要綱の定義]          日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた<u>人の生命又は身体を害する罪に当たる行為</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑法に定める緊急避難、心神喪失、責任年齢の規定により罰せられない行為を含むものとし、<u>刑法に定める正当行為、正当防衛の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。</u></li> </ul>

## 5. 今後の進め方

年	月	項目
令和8年	6	総務委員会
	7	パブリックコメント
	9	条例案提出
	10	施行

## 6. 参考資料

### (1) 豊橋市の犯罪情勢（包括罪種別認知件数）

単位：件

	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
R5年（1月～12月）	1,892	21	139	1,336	65	26	305
R6年（1月～12月）	1,886	25	136	1,292	114	47	272
R7年（1月～12月）	1,948	26	147	1,290	150	50	285

注）包括罪種とは、刑法犯をその罪種により、以下のとおり分類したもの

- ① 凶悪犯： 殺人・強盗・放火・不同意性交等\*
- ② 粗暴犯： 凶器準備集合・暴行・傷害・脅迫・恐喝
- ③ 窃盗犯： 窃盗
- ④ 知能犯： 詐欺・横領（占有離脱物横領を除く。）・偽造・汚職・あっせん利得処罰法・背任
- ⑤ 風俗犯： 賭博・わいせつ・性的姿態撮影等処罰法
- ⑥ その他： 前記以外のもの（占有離脱物横領、器物損壊、業務上過失致死傷等）

\* 令和5年7月13日の法令改正前は強制性交等

### (2) 県内特化条例制定自治体一覧

令和8年4月1日時点

区分	自治体	施行日	区分	自治体	施行日
県	愛知県	R4.4.1	その他	半田市	R7.4.1
政令市・中核市	名古屋市	H30.4.1		西尾市	R7.4.1
	一宮市	R5.12.21		稲沢市	R7.4.1
	岡崎市	R6.4.1		弥富市	R7.4.1
	豊田市	R7.4.1		みよし市	R7.4.1
	東三河	豊川市		R8.4.1	尾張旭市
その他	大府市	R4.4.1		碧南市	R8.4.1
	知多市	R4.12.23		刈谷市	R8.4.1
	東海市	R5.9.1		安城市	R8.4.1
	春日井市	R6.4.1		高浜市	R8.4.1
	豊明市	R6.4.1		岩倉市	R8.4.1
	幸田町	R6.4.1		蟹江町	R8.4.1
	豊山町	R6.10.1		飛島村	R8.4.1